



一般社団法人かかみがはら暮らし委員会

委員規約

規約について

- 申請前にこの規約をご覧ください、申請手続きをもって、規約と理念に同意いただいたものとみなします。
 - 当方が必要と判断する場合、あらかじめ委員へ通知することなく、本規約を変更できるものとします。
- 最新の規約はかかみがはら暮らし委員会ウェブサイト上に掲載するので、ご参照ください。

理念「まちを楽しむ人を増やす」

一般社団法人かかみがはら暮らし委員会は、ひとりひとりがまちを楽しむきっかけをつくりたいという思いで発足しました。まちを楽しむ人が集まり、出会い、それがまた新しいコミュニティとなって広がっていくことを願っています。

会費について

- 会費は年間 5000 円です。
 - 申請日を基準とし、1 年単位でお支払いください。
- 初年は申請書を提出する際に事務局に直接お支払いください。
2 年目以降は更新日前に翌年分 5000 円をお支払いください。

申請について

- 申請書に必要事項をご記入いただき、事務局にご提出ください。
- 申請後、理事承認を以って、正式に契約完了とさせていただきます。

委員の権利について

- 投票・提案できる権利 (1 人 1 票) を持ちます。
 - かかみがはら暮らし委員会ウェブサイトプロフィールに掲載いたします。
 - KAKAMIGAHARA STAND のドリンク・フードを販売価格の半額でご購入いただけます。(一部除外品あり)
- ※サービスを受けるにはご本人の会員証の提示を必要とします。

禁止事項

- 他の委員、第三者、もしくは当法人の権利を侵害、またはその恐れのある行為。
- 当法人または第三者に迷惑、不利益もしくは損害を与える行為、またはその恐れのある行為。
- 当法人の運営を妨害する行為、信用を毀損する行為、またはその恐れのある行為。
- 犯罪行為、公序良俗に反する行為、法令に違反する行為、またはその恐れのある行為。
- 選挙活動またはこれに類する行為、その他の政治および宗教に関する行為。
- 許可なく、提供情報の一部または全部を複製、転載などの方法により、第三者に提供する行為。
- その他、当法人が不適切と判断する行為。